

三重とこわか国体亀山市環境衛生対策実施要領

1 目的

この要領は、三重とこわか国体環境衛生対策要項に基づき、三重とこわか国体(以下「大会」という。)における環境衛生対策の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、関係機関・団体と相互に連絡調整を図り、県・関係機関・団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 競技会場等の環境美化

実行委員会は、環境衛生対策等の関係機関と連携するとともに、地域住民、民間団体等の協力を得て、次の業務を推進し、清潔な会場づくりに努める。

- (1) 競技会場等には、必要に応じた資源ごみ等の分別ができるごみ容器等を適切な場所に設置する。
- (2) 競技会場等の廃棄物は、会場に即した処理体制により適正に処理する。なお、分別収集を行い、資源ごみのリサイクルに努める。
- (3) 競技会場等の清掃は、その業務を行う専門の作業班を構成し、効果的に実施する。
- (4) 競技会場等の便所(仮設を含む)は、衛生的に管理し、流水式手洗い設備を設ける。
- (5) 喫煙場所を設置する場合は、たばこの吸い殻のポイ捨て防止に努め、また、受動喫煙の防止に配慮した場所を選定し、指定喫煙所とする。

4 獣害対策

会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図るため、関係機関・団体との連携に努める。

5 衛生害虫等対策

実行委員会は、関係機関と連携するとともに、地域住民、民間団体等の協力を得て、ねずみおよび衛生害虫の発生防止等を行い、適正な環境づくりに努める。

6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に

定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、この要領を準用する。